大阪市告示第1342号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立		左並の味みと
大阪プール	令和7年10月14日(火)	午前9時から
水泳場 (25メートルプール)		午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立		
大阪プール	令和7年10月1日(水)から	午前9時から
水泳場(25メートルプール)	同月5日(日)まで	午後9時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)